

第20号の3様式記載の手引

春日井市

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「処理事項」		記載する必要はありません
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。	
3 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が当該市町村内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。	
4 「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に 印を付してください。	
5 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「前期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	前事業年度又は前連結事業年度末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）をそれぞれの欄に記載します。 なお、「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」の()内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。	
6 「予定申告税額」及び「この申告により納付すべき法人税割額」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
7 「算定期間中において事務所等を有していた月数」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
8 「円 × $\frac{\quad}{12}$ 」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。	
9 「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」	当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。	

<p>10 「前事業年度の法人税割額の明細」 (から までの欄)</p>	<p>(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。</p> <p>(2) の欄は、 の欄のカッコ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。</p>	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人の の欄は、の欄の金額に の欄のカッコ外の金額に対する同欄のカッコ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。</p>
<p>11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」</p>	<p>2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、 の欄に記載した金額と同額になります。</p>	

各法人区分による月割均等割額一覧

区 分	月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	税率												
資本金等の額が50億円を超える法人 で市内の事務所等の従業者数が50人 を超えるもの	3,000,000	250,000	500,000	750,000	1,000,000	1,250,000	1,500,000	1,750,000	2,000,000	2,250,000	2,500,000	2,750,000	3,000,000
資本金等の額が10億円を超え50億円 以下である法人で市内の事務所等の 従業者数が50人を超えるもの	1,750,000	145,800	291,600	437,500	583,300	729,100	875,000	1,020,800	1,166,600	1,312,500	1,458,300	1,604,100	1,750,000
資本金等の額が10億円を超える法人 で市内の事務所等の従業者数が50人 以下であるもの	410,000	34,100	68,300	102,500	136,600	170,800	205,000	239,100	273,300	307,500	341,600	375,800	410,000
資本金等の額が1億円を超え10億円 以下である法人で市内の事務所等の 従業者数が50人を超えるもの	400,000	33,300	66,600	100,000	133,300	166,600	200,000	233,300	266,600	300,000	333,300	366,600	400,000
資本金等の額が1億円を超え10億円 以下である法人で市内の事務所等の 従業者数が50人以下であるもの	160,000	13,300	26,600	40,000	53,300	66,600	80,000	93,300	106,600	120,000	133,300	146,600	160,000
資本金等の額が1,000万円を超え1億 円以下である法人で市内の事務所等 の従業者数が50人を超えるもの	150,000	12,500	25,000	37,500	50,000	62,500	75,000	87,500	100,000	112,500	125,000	137,500	150,000
資本金等の額が1,000万円を超え1億 円以下である法人で市内の事務所等 の従業者数が50人以下であるもの	130,000	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
資本金等の額が1,000万円以下であ る法人で市内の事務所等の従業者数 が50人を超えるもの	120,000	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000
前各号に掲げる法人以外の法人等	50,000	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000